

第 55 号議案

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部
を改正する条例案に関する知事への意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部を改正する条例案に関する意見について、知事から意見を求められたので、次のとおり意見を提出する。

令和 7 年 2 月 7 日

滋賀県教育委員会

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部を改正する条例案に関する意見について

格別の意見はない。

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部を
改正する条例案

改正の理由

市町立学校の標準学級数の増減等に伴い、令和7年度における県費負担教職員の定数を改定するため、滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例（昭和32年滋賀県条例第16号）の一部を改正する。

改正の概要

市町立学校の県費負担教職員の定数を次のとおり改定

区 分		令和6年度	令和7年度	増減
む。校の前期課程を含む。小学校（義務教育学	校長および教員	4,934人	5,031人	97人
	うち校長	220人	220人	0人
	養護教員	235人	236人	1人
	栄養教諭および学校栄養職員	53人	53人	0人
	事務職員	269人	271人	2人
	計	5,491人	5,591人	100人
む。校の後期課程を含む。中学校（義務教育学	校長および教員	2,845人	2,852人	7人
	うち校長	93人	93人	0人
	養護教員	105人	106人	1人
	栄養教諭および学校栄養職員	21人	20人	△1人
	事務職員	124人	126人	2人
	計	3,095人	3,104人	9人
計	校長および教員	7,779人	7,883人	104人
	うち校長	313人	313人	0人
	養護教員	340人	342人	2人
	栄養教諭および学校栄養職員	74人	73人	△1人
	事務職員	393人	397人	4人
	合計	8,586人	8,695人	109人

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部を改正する条例
案要綱

1 改正の理由

市町立学校の標準学級数の増減等に伴い、令和7年度における県費負担教職員の定数を改定するため、滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例（昭和32年滋賀県条例第16号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 市町立学校の県費負担教職員の定数を次表のとおり改定することとします。（第2条関係）

区 分			令和 6 年度	令和 7 年度	増減
程を含む。 育学校の前期課	小学校（義務教	校長および教員	4, 934人	5, 031人	97人
		養護教員	235人	236人	1人
		栄養教諭および学校栄養職員	53人	53人	0人
		事務職員	269人	271人	2人
		計	5, 491人	5, 591人	100人
程を含む。 育学校の後期課	中学校（義務教	校長および教員	2, 845人	2, 852人	7人
		養護教員	105人	106人	1人
		栄養教諭および学校栄養職員	21人	20人	△1人
		事務職員	124人	126人	2人
		計	3, 095人	3, 104人	9人
計		校長および教員	7, 779人	7, 883人	104人
		養護教員	340人	342人	2人
		栄養教諭および学校栄養職員	74人	73人	△1人
		事務職員	393人	397人	4人
		合計	8, 586人	8, 695人	109人

(2) この条例は、令和7年4月1日から施行することとします。

議第 号

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年 月 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例（昭和32年滋賀県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表校長および教員の項中「4,934人」を「5,031人」に、「2,845人」を「2,852人」に改め、同表養護教員の項中「235人」を「236人」に、「105人」を「106人」に改め、同表栄養教諭および学校栄養職員の項中「21人」を「20人」に改め、同表事務職員の項中「269人」を「271人」に、「124人」を「126人」に改め、同表計の項中「5,491人」を「5,591人」に、「3,095人」を「3,104人」に改め、同表合計の項中「8,586人」を「8,695人」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例新旧対照表

旧			新		
第 1 条 省略			第 1 条 省略		
第 2 条 前条の県費負担教職員の定数は、次のとおりとする。			第 2 条 前条の県費負担教職員の定数は、次のとおりとする。		
区分	小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）	中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）	区分	小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）	中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）
校長および教員	4,934人	2,845人	校長および教員	5,031人	2,852人
養護教員	235人	105人	養護教員	236人	106人
栄養教諭および学校栄養職員	53人	21人	栄養教諭および学校栄養職員	53人	20人
事務職員	269人	124人	事務職員	271人	126人
計	5,491人	3,095人	計	5,591人	3,104人
合計	8,586人		合計	8,695人	
2 省略			2 省略		
付則 省略			付則 省略		